令和７年４月１日発行

流山市難聴高齢者補聴器購入費用助成のご案内

加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を助成します。

助成制度の概要

１対象者※以下の要件をすべて満たす方

市内に居住し、住民基本台帳に登録された満65歳以上の方

聴覚障害による身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならない方

補聴器相談医または身体障害者福祉法に定める１５条指定医を受診し、本事業の所定の基準を満たす証明書を受けた方

※オージオメーターによる検査結果（オージオグラム＝聴力図）添付

所定の基準・両耳が４０デシベル以上７０デシベル未満（中等度難聴）と診断され方

申請日において当該申請日の属する年度分の市民税が非課税世帯もしく

は均等割のみ課税世帯の方(4月１日から６月３０日までに申請の場合は前年度分の課税状況で判断します）

２助成内容

助成上限額30,000円（一人１回限り）

助成対象は、左右いずれかの耳に装用する補聴器１台の本体費用です。

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者のいる店舗で調整し適合状態が確認された補聴器を購入した場合に限ります。

※集音器の購入費用および診察料、検査料、証明書料、送料、補聴器の修理やメンテナンス、その他の購入に係る費用は除きます。

３利用方法（手続きの流れ）

（１）申請書の取得

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書（第１号様式）と医師に記入していただく「証明書」（第２号様式）を取得してください。

※流山市ホームページから取得可能なほか、下記の場所でも取得できます。

ホームページがご覧になれない方は、書類をお送りしますので、高齢者支援課にご連絡ください。

配布場所流山市役所高齢者支援課（第２庁舎１階）

（２）受診

必ず、事前に予約の上、医師に記入していただく「証明書」（第２号様式）を持って補聴器相談医または１５条指定医を受診してください。補聴器相談医または１５条指定医については高齢者支援課までお問い合わせください。

検査の結果、医師から補聴器が必要と認められた場合、「証明書」の記入を受け、聴力図（オージオグラム・写し可）を貼付された書類を受け取ってください。

※医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。

※受診に係る費用、証明書の作成費用は自己負担となります。

（３）見積

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者のいる店舗にて、相談、補聴器の試聴を行い、購入する補聴器の見積書の作成をお願いし、受け取ってください。

※認定補聴器専門店または認定補聴器技能者のいる店舗であれば、市外の店舗でも対象となります。

（４）申請

下記の書類を流山市役所高齢者支援課へ提出してください。

提出物

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書、証明書、補聴器販売事業者の見積書

提出先

流山市役所高齢者支援課（第２庁舎１階）

住所：〒２７０－０１９２流山市平和台１－１－１

開庁：月～金（祝日除く）午前８時３０分～午後５時１５分

（５）購入

決定通知が届いた後、見積書を取得した補聴器販売事業者より補聴器を購入してください。申請に必要となりますので、必ず領収書を受け取ってください。

※申請時に購入予定であった補聴器に変更がある場合は、購入前に市役所にご連絡ください。変更承認申請書の提出が必要となります。

（６）請求

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成実績報告書兼請求書（第６号様式）と領収書原本を市役所に提出してください。

市役所にて提出書類を確認後、翌月末に助成金を指定口座へ振り込みます。領収書の原本は助成金支給済のスタンプを押印し郵送にて返却します。

４注意事項

助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。

医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。

医師が記入した「証明書」の記入を受けた日から６か月以内に「流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書」を提出してください。

お問い合わせ

流山市役所　健康福祉部　高齢者支援課

〒２７０－０１９２　流山市平和台１－１－１

電話：０４－７１５０－６０８０（直通）

ファクス：０４－７１５９－５０５５